

健康診査等補助金支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、アクサ生命健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者たる配偶者の健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(健康診査等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 人間ドック：一般計測（身長、体重、視力、聴力）、血圧測定、心電図、胸部エックス線撮影、腹部超音波、検尿、便潜血、血液検査、血液生化学検査、眼圧・眼底検査、問診
ただし、特定健康診査項目を含み、別に定める利用細則に基づき、組合の指定した病院を利用しなければならない。
- (2) 脳ドック：頭部MRIもしくはMRA
ただし、別に定める利用細則に基づき、組合の指定した病院を利用しなければならない。
- (3) インフルエンザ予防接種
ただし、対象者は被保険者に限る。
- (4) 生活習慣病健診
ただし、別に定める利用細則に基づき、組合の指定した病院を利用しなければならない。
また、対象者は被扶養者に限る。
- (5) 禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入
ただし、対象者は被保険者に限る。

(補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、その年度の4月1日に組合に在籍し、かつ、受診等したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診
ただし、組合の指定した方法により受診しなければならない。
- (2) インフルエンザ予防接種
ただし、毎年10月1日から翌年2月末日までに実施したインフルエンザ予防接種でなければならない。また、補助金を支給する（事業主の給与支給）際に、在籍している被保険者に限る。
- (3) 禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入
ただし、禁煙外来は禁煙外来の保険診療適用条件を満たしていること、禁煙補助薬は日本国内で販売されている医薬品でなければならない。また、過去に当補助を受けたことがなく、補助金を支給する（事業主の給与支給）際に、在籍している被保険者に限る。

(補助金の支給限度額および回数)

第4条 補助金の額は、第2条に基づき、受診者1人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。

- (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診
いずれかを1人年1回以下の金額を限度とし支給するものとする。
ただし、会社で実施される総合健康診断、被扶養者および任意継続被保険者を対象とする特定健康診査を受診した場合は、支給しない。

被保険者	人間ドック	30,000円
	人間ドック+脳ドック	40,000円
被扶養者	人間ドック	25,000円
	人間ドック+脳ドック	33,500円
	生活習慣病健診	15,000円

- (2) インフルエンザ予防接種
被保険者に限り、年1回1,000円を限度として、支給するものとする。
- (3) 禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入
被保険者に限り、15,000円を限度として、支給するものとする。

(支給申請手続)

第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。

- (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診
別に定める利用細則による。
- (2) インフルエンザ予防接種
別に定める申請書に所定事項を記入し、次の書類を添付の上、毎年3月15日までに提出するものとする。
イ. 支払領収証(原本)
- (3) 禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入
別に定める申請書等に所定事項を記入し、次の書類を添付の上、提出するものとする。
イ. 支払領収証(原本)、ただし、禁煙外来の場合はコピー可

(利用の取消および変更)

第6条 契約健診機関の利用者が何らかの理由で利用を取消、または変更するときは、利用者が契約健診機関に連絡をしなければならない。

- 2. 前項による取消及び変更によって、費用が発生した場合は、全額本人の負担とする。ただし、契約健診機関の都合によりこれを利用できないとき、もしくは、やむを得ない事情と組合が認めたときはこの限りではない。

(制限)

第7条 第7条の規程により交付を受けた通知書は、これを他人に譲渡もしくは貸与してはならない。

- 2. 前項に違反したときは、そのドック等に関する利用補助は一切行わないとともに以後ドック等の利用を認めないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めない事項については別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

(第5条の変更)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

(第2条、第3条、第4条、第5条の変更)

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

(第4条の変更)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

(第4条の変更)

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条の変更)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条の変更)

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。